

平成22年度管財人等協議会協議結果

神戸地方裁判所

第1 各種法制度・運用について

1 改正破産法において創設された制度の利用状況について

次の各制度は、どのように利用されているか。また、利用件数、利用される典型例及び利用後の経過（例えば、否認の請求後に決定や決定に対する異議の訴えに至ったか等）についても情報開示をお願いしたい。

(1) 否認の請求

(2) 担保権消滅制度

(3) 査定申立て

(提出理由)

上記各制度がどのように利用されているのか、利用状況に変化があるのか等について情報を得たく提出した。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

平成22年の事例について、概要を紹介した。

2 平成22年度税制改正による清算所得課税廃止後の法人税申告の要否について

平成22年度の税制改正において、清算所得課税の制度が廃止され、清算時の課税も通常の所得計算の方法と同様の方法で行うこととされ、また、これにあわせて、法人税の申告を要件に期限切れ欠損金の利用に関する措置が講じられた。

この点に関して、参考文献によると、今後は、財産目録、収支目録及び債権者

一覧表があれば申告書の作成が可能となる等、簡易な方法により法人税申告が可能となるようである。

これまでは、多くの管財人が、法人税を課税されることはないだろうとの見込みのもと、法人税の申告を行ってこなかったのが実情であると思われるが、税制改正後は、法人税の申告を行うことを原則とすべきか。特に、法人税の発生が見込まれないと予想される事件についてまで申告すべきかどうか、実務上対応に悩むところであるので、裁判所の御意見を伺いたい。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

破産会社に所得が生じた場合については、法人税の申告を行ってもらう必要があると考える。法人税の発生が見込まれないと予想される事件についても、破産会社であっても法人税の申告義務が免除されるわけではないことからすると、法人税の申告を行ってもらう必要があると考えざるを得ないであろう。

(参考)

(1) 事業再生研究機構のWebサイト

(<http://www.shojihomu.co.jp/jabr/jabr.html>)

(2) 事業再生研究機構税務問題委員会編「清算法人税申告の実務」(商事法務)

3 建設会社破産時における住宅建設瑕疵担保保証金の取扱いについて

建設業者及び宅建業者に対して、一定の保証金の供託か、保険への加入のいずれかを講じることを義務付けること等を内容とする「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(略称：住宅瑕疵担保履行法)が成立し、平成21年10月1日に本格施行された。これにより、平成21年10月から、新築住宅の売主または請負人(宅建業者や建設業者)が、客に新築住宅を引き渡す際には、「保証金の供託」または「保険の加入」が義務化された。仮に、建設会社が倒産

した場合には、管財人としては、供託された住宅建設瑕疵担保保証金について、どのように取り扱うべきか。

(提出理由)

住宅瑕疵担保履行法第6条第2項第3号においては、建設業者等の倒産時には、発注者等が住宅建設瑕疵担保保証金の還付を請求することができることとある。施行後間もない法律でもあり、直面した場合に実務上対応に悩むところであるので、裁判所の御意見を伺いたい。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

住宅建設瑕疵担保保証金（以下「保証金」という。）は、瑕疵を原因とする買主又は発注者（以下「買主等」という。）の損害賠償責任を担保するためのものであり、買主等は、保証金について先取特権（特別の先取特権）を有しているものと解される（法6条、14条）。管財人としては、法の要件を満たすと考えられる破産債権者である買主等に対しては、同法に基づく保証金の還付を請求するよう促すことになろう。そして、保証金から弁済を受けることができないと見込まれる額があるような場合には、買主等に、不足額について、債権届出をしてもらうことになろう。

また、保証金の換価についてであるが、保証金は、基準日（毎年3月31日及び9月30日）において、当該基準日前10年間に売主等に引き渡した新築住宅について、瑕疵担保責任の履行を確保するために供託するものであり、破産手続開始後も引き続き供託されることになるが、基準日が到来し、基準額を超える金額が供託されている場合には、超過額の取戻しが認められている（9条、16条）。そこで、管財人としては、他の換価手続が未了の間に基準日が到来し、取戻しが認められる金額がある場合には、これを取り戻して、財団に組み入れることになろう。他の換価手続がすべて終了した場合には、最長10年間、取戻しのみのために破産手続を

継続するのは相当ではないといえるので、将来の保証金取戻請求権を売却するなどして換価することができるのであれば、それも考えられる。売却が困難な場合には、財団から放棄することになるだろう。10年経過後に保証金が残った場合には、清算手続や再度の破産申立てにより処理することになるだろう。

(参考)

国土交通省ほか「逐条解説 住宅瑕疵担保履行法」(ぎょうせい)

4 自由財産拡張の運用基準について

自由財産拡張の運用基準について、尼崎支部とそれ以外では異なる取扱いがされているが、運用を統一していただきたい。

(提出理由)

本議題は、昨年度協議問題4と同様の内容であり、裁判所からは、「確かに、尼崎支部は、大阪地裁の運用と近い運用が行われているものの(普通預金の現金同視、過払金の原則拡張相当等)、尼崎支部と神戸地裁管内のそれ以外の裁判所とで、実際の結論にそれほどの違いは出ていないのではないか。」との回答をいただいたところである。

しかしながら、今回も2名の協議員から同じ趣旨の議題を提出されており、必ずしも、尼崎支部と神戸地裁管内のそれ以外の裁判所とで、実際の結論にそれほどの違いは出ていないとまでは言い切れないのではないかと。そこで、かかる現状を踏まえ、再度、意見交換を行いたく提出した。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所尼崎支部)

基本的に、本庁と異なる基準であるという意識はない。拡張が相当かどうかについては、過払金であるか他の財産であるかにかかわらず、破産者の今後の経済的再生に必要なか否かという観点から個々に管財人に検討してもらっている。大阪のよう

に適格財産であれば審査をしないで即 99 万円まで拡張するという意識はない。なぜ拡張が必要なのかを説明してもらった上で判断している。結果として、審査の上、99 万円までの拡張を認めていない例もある。

(本庁)

事実認識として違っているとは思わない。そもそも運用基準というのは、法の適正迅速な適用に資するために設けられているものである。基準ではなく、それが法の趣旨に合っているか合っていないかで考えるべきであろう。

大阪の「新基準」については、改訂時の大阪の説明では、「この改定は、これまでの実務における自由財産拡張制度の運用等を踏まえて、従前の運用基準を改めて見直したもので、基本的には運用基準をよりわかりやすいものにする趣旨のものであって、これまでの運用を大きく変えようというものではありません。」とされている（「はい6民です」平成21年10月号）。つまり、表現ではなく中身に従えば変わってはいない。

大阪との違いとして過払金や預金の取扱いが挙げられるが、大阪も無条件に認めているわけではなく、基準の中にも例外が存在する。

実際のところ、大阪でも、例えば、家計に大幅な黒字が出ることが継続して見込まれるような収入があるような場合は、99 万円を下回っていても自由財産の拡張を認めない。つまり、99 万円を下回っているという事情のみから自由財産の拡張を認めると結論付けることはできないはずである。そうすると、結局のところ破産法34条4項に掲げられている諸事情を考慮して自由財産の拡張を認めるかどうかを判断しているのであって、これは神戸本庁の運用基準とそれほど異ならない。

「99 万円」という数字が一人歩きしてしまっているが、あくまで、自由財産の拡張は具体的な事情を考慮して判断されるものである。単に「過払金だから」「99 万円以下だから」との理由だけでは拡張は認められない。結論が違うのは、具体的な事情を裁判所に提出しているか否かの差ではないか。

第2 具体的な管財業務について

5 法人代表者と法人の同時申立ての要否について

債務超過である法人の代表者が、法人の業務を継続する一方で、個人としては、破産手続開始の申立てを行うという事例があった（なお、当初同時廃止による進行を希望していた。）。当該代表者は、法人の株式の全部を所有し、法人の事業資金を他から借り受けて法人に貸し付け、また、法人からの役員報酬のみで生計を立てており、代表者個人の財産と法人の財産との間に著しい混同も見られた。

このような代表者個人の破産手続開始の申立てがあった場合、破産裁判所としては、当該事案の事件処理について、どのような点に留意すべきか。

（出題趣旨）

上記の事案では、法人は、今後、約4か月間事業を続け、その後に債務整理を検討するとのことであった。しかし、代表者個人の財産と法人の財産との混同が著しい事案では、代表者個人について直ちに開始決定を行ったところで、法人が破産申立てをするまでは、代表者個人の財産調査をすることが事実上できない上、法人が確実に破産申立てをする保証もないこと等から、管財人業務の遂行が困難であるという指摘が、代表者個人の管財人予定者からあった。そこで、上記のような事案で、代表者個人の破産手続開始決定を法人のそれよりも先行させた場合に、管財人業務の遂行にどのような問題があるかを具体的に御指摘いただき、今後同様の申立てがあった場合の処理の参考としたい。

（伊丹支部提出）

（協議結果）

（協議員）

旧法の時であるが、法人の申立てをせず、代表者のみ申立てをした破産事件の管財人を務めた。法人は随分前に営業を終了し、事実上清算も終わっていたが、特定の債権者の取立てがきつく、費用の関係で代表者のみ申立てをしたという経緯であった。裁判所からは、法人の帳簿を調べるように指示され、実質、法人と代表者両

方の管財業務であった。

営業を継続している法人の申立てなしに、代表者だけ破産申立てするのは、財産の隠匿が疑われる等の問題があり、積立てか何かしてもらって、法人と同時に処理をすべきである。

(協議員)

数年前、法人の申立てがない代表者の破産管財人に就任した。法人は営業を終了し、代表者なりに清算していたケースで、事実上、両方の財産調査をした。法人が遠方にほとんど財産価値のない不動産を持っていたが、調査費用もなく困った。この時は、本人に評価証明を取ってもらったりと動いてもらえたが、万が一、何らかの意図を持って隠匿されたら、管財人が法人についての調査権限がないことは致命的な問題になるおそれがある。原則、法人が継続している場合は、代表者個人だけ先に破産開始決定をするのは望ましくない。

(裁判所)

法人が破産状態にあり、その代表者についても法人の保証債務等により破産状態にある場合、法人・代表者ともに破産手続をとるのが倒産事務処理において望ましい形態であることは自明であり、その場合、法人については必然的に管財事件となる一方、代表者についてはその財産状況等に応じて、管財事件または同時廃止事件として処理を進めることとなる。

しかしながら、申立費用等の関係で、法人の破産申立てなしに法人代表者のみが破産申立てを行う場合には、代表者個人の破産事件の事務処理（特に財産状況の調査）という観点から検討を行う必要がある。すなわち、代表者個人が法人に対して貸金債権や役員報酬請求権を有していたり、法人と代表者個人の財産の間に混同が見られるような場合には、必然的に代表者個人の破産事件の事務処理を進めるに当たって法人の財産関係の調査が必要になることがほとんどである。このように考えれば、代表者個人のみの破産申立てを同時廃止手続で終了させるためには、上記の調査と疎明（実質的に法人の管財事件における調査等と同等の事務になる可能性が

ある。)とをすべて申立代理人が行う必要があるということになり、実際このケースが認められる可能性はかなり低いのではないかと考えられる。また、管財手続であっても、これらの調査を管財人が行う必要があるということになり、その場合には予納金が多額に必要となる可能性があるということになる。

6 申立代理人の弁護士費用について

管財人が、申立代理人に対して、申立てにかかる弁護士費用が不相当に過大であるとして返還を求める例が見受けられるが、実際にどの程度の金額であれば、財団への返還を求めるべきなのか意見交換を行いたい。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

基準を設けるのは難しいのではないかと。金額の多寡だけではなく、どういう項目にどういう理由からその金額が必要であったのかの合理的な説明があるか否かで判断することになるであろう。裁判所は報酬の感覚が分からない。管財人が一般的に見て報酬が高いと感じれば、指摘してもらう方が良い。

(協議員)

申立代理人の報酬については、申立時のサービスの点も考慮していただきたい。法人の場合だと、会社に詰めて、労働組合等との個別対応、債権者説明会の開催、銀行との協議、他県にある工場への出張等、やることが多い。また、管財人業務の先取りで、労働者健康福祉機構の立替払に関する業務やリース物件の返還等の処理も行っている。

委任契約時にどういうことをするか明記し、管財人に契約書をチェックしてもらうなど、申立代理人も公開していくべきだと考えている。

(協議員)

申立前に会社分割を行っている場合、コンサルタントが介入していて、その報酬

が非常に高いケースが散見される。他の管財人は、どのように処理をされているのか伺いたい。

(協議員)

確かに、コンサルタントの報酬は弁護士よりもはるかに高い。しかし、我々は、コンサルタントとは違い、倫理・公平の気概を持って、職務に当たるべきであろう。あまりに高ければ返還請求も考えられるが、一般的に我々の基準とは違うと割り切るべきではないか。

(協議員)

我々も、コンサルタントと同じような仕事をしている。そのことをもっと理解してもらうよう努力すべきである。否認までしたことはないが、どうかと思ったことはある。

(裁判所)

あまりにも高額な場合は管財人に指摘していただき、その中で適正な金額を考えていく必要がある。

7 申立書の作成を司法書士が担当した場合の報酬について

司法書士の申立書作成業務としては、どの程度に到れば、過大な報酬と考えられるか。その場合、どのように管財人は対処しているのか。

(提出理由)

司法書士が破産手続開始申立書作成を担当した管財人選任事件において、弁護士が申立代理人となった場合と同程度の報酬を受領している事件が散見される。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(協議員)

費用だけでなく、法的知識が足らず、申立段階で間違ったアドバイスをして財産が散逸してしまっていたケースがあった。この時は業務内容も加味し、返還しても

らった。

(裁判所)

同時廃止において、過払金に対する司法書士報酬が弁護士よりもかなり高いケースが見受けられる。報酬を戻させて清算配当をするよう指示し、応じなければ管財になると言えば、比較的応じてくれる。報酬が高いと感じれば裁判所に相談してもらえれば良い。

8 財産目録の記載方法について

財産目録の記載方法に決まりがあるのであれば、御教示いただきたい。

(提出理由)

例えば、預貯金が0円のときに、「自由財産(拡張)」と書くように指示されることもあれば、「放棄」と書き直すように指示されることもある。何らかの基準があるのであれば(例、相殺の有無、個人か法人か等により違いがあるのか)、御教示いただきたい。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

① 破産者が法人の場合

自由財産拡張制度はないため、残額が0円または解約のための費用を下回るような残額しかない場合には「放棄」とする。

② 破産者が自然人の場合

基本的には自由財産拡張申立ての有無により異なる。すなわち、残額が0円であっても、自由財産拡張申立てがあり、これを相当と認める場合(残額が0円であれば特に問題はないと思われる。)には「拡張済み」とし、自由財産拡張申立てがない場合で、残額が0円または解約のための費用を下回るような残額の場合は「放棄」とする。

ただし、自然人の場合には、財産価値が0円であれば放棄でも自由財産拡張でもその実質的な効果に違いは生じない。

9 法人破産における代表者から破産会社への貸付金の取扱いについて

法人破産の場合において、代表者から破産会社への貸付金が破産債権として届け出られた場合、仮に金銭の現実の移動が相当程度立証されたときは、常に破産債権として認めてもよい。

(提出理由)

特に、配当事案で、貸付金額が多額である場合、代表者に多額の配当金がわたる処理を認めることは、一般債権者との関係で躊躇される。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

心情的には躊躇されるとしても、実際に貸付債権があると考えられる場合に破産債権として認めないという理由は見当たらないのではないかと。信義則を理由にする余地はあろうが、この場合、代表者の債権者との関係につき難点を生ずるだろう。すなわち、代表者が法人債務について保証をしており、代表者自身も破産に至っているのはよくあることだろうから、代表者の債権者との関係も考える必要があるものであって、設問の場合に破産債権として認めないと代表者の債権者の利益が害されることになる。このように考えれば、代表者の債権者との関係が問題となる場合とそうでない場合とで、ことさら結論を異にする根拠もないのではないかと。

(協議員)

一般的に、代表者の貸付は決算書に上がっているだけでは認めていない。粉飾決算をしていて債権の実態がない場合も多い。金銭授受について振込等による立証を必ず求めている。また、借用書についても原則求めている(きちんとした会社なら、税務調査等に備えて書面化しているはずである。)。立証できなければ認めないと

いうことで良いと思われる。

(協議員)

法人と代表者両方の破産管財人をしている事案で、代表者が法人に対し貸付金があり、債権届出をした。貸付金があるのは確かだが、届出債権全額が正確かどうかは分からない場合に、相当額をいくらにするのか困った事例があった。このような利害対立がある場合の行動規範はどのようにすれば良いか。

(裁判所)

破産管財人は一人ではあっても、別の管財人が就いていると仮定して、それぞれがどのように行動するのかという観点で考えて処理をすればよいのではないか。

なお、あらかじめ利害相反が予想される場合は、別事務所の弁護士に管財人をお願いしている。

10 否認請求の申立てがあった場合の処理について

否認請求の申立てがあった場合、破産裁判所は、どのような場合に審尋期日を設定しているのか。また、その割合等について実情を御報告いただきたい。

(提出理由)

管財人において、否認請求の申立てをした場合、申立人と相手方との間で、手続外で和解を成立させ、申立てを取り下げる場合も多いが、破産裁判所が審尋期日を設定、手続の中で和解を成立させる場合もある。

そこで、実情について御報告いただきたい。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

小問1で報告させていただいた否認請求の件数のうち、審尋期日を開いたものの統計は取っておらず、正確な数値は把握していないが、神戸本庁では、大半の事件について書面審尋で対応しており、審尋期日を設定した事例はほとんどないと感じて

いる。

(裁判所尼崎支部)

平成22年度は書面審尋のみであった。事案によっては期日の方が早く処理できるものもあると思われる。

(裁判所伊丹支部)

2年前に1件あった。相手方の出頭が容易で、和解成立の可能性が高い場合は審尋期日の方が有効ではないか。

1 1 法人に対して訴訟提起等を検討する際の資産の調査方法について

法人に対して、訴訟提起等を検討する際の資産の調査方法として、帝国データバンク等の調査会社に依頼しても構わないのか。

(提出理由)

帝国データバンク等の調査会社の調査費用が意外と高額になることがある。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(協議員)

調査会社にも得意分野がある。調査資料は執行・差押えについては不十分である。調査会社を使い分ける必要がある。

費用等にもよるが、一定額以上の債権を放棄するための資料として調査資料を使うこともある。

(協議員)

債権回収会社に回収依頼を出し、回収できなかつたら回収不能と判断している。

1 2 金融機関等に対する調査を実質的に行うための方策について

金融機関等に対する調査を実質的に行えるための方策（例えば、調査嘱託の活用等）を実務的な運用で強化できないか。

(提案理由)

破産管財人の調査能力は、弁護士としての調査能力の域を出ない点が最大の弱点であり、債権者にとって詐欺的な申立てではないかと疑われる場合や、会社分割等の手法が濫用的ではないか、あるいは資産隠匿の疑いが濃厚と感じられる場合でも、決定的な証拠収集方法がないために、破産管財人としての業務遂行において隔靴搔痒の思いをすることが多い。

最終的には、株式会社整理回収機構における預金保険機構の調査の活用のような立法措置が必要だと思われるが、何かいい方法がないのかについて意見交換を行いたい。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(協議員)

金融機関の調査には限度があり、現金として引き出されると追いかけるようがない。危機に瀕した時期に引き出されていることはまあある。突っ込んだ調査をしても、なかなかしっぽをつかめない。逆から見て、不良債権の回収の立場から見ると、大抵親族のところに行っている。そこまで追いかけるのが理想ではあるが、そこまでいかなくても多少なりとも、破産者以外の名義の口座にメスを入れられないのか。例えば調査嘱託等ができないか。

(協議員)

破産者へ債務者が振込をしている事実が判明したが、その振込人は誰かを破産者に問いただしても答えてくれなかった。分かっているのは、振込先の銀行口座と振込人のカタカナ名のみである。振込人の漢字名と住所を教えてほしいと、裁判所から調査嘱託したところ振込人の同意がないと回答できない旨を回答してきた銀行もあったが、きちんと回答してくれた銀行もあった。ここが弁護士法23条の2と裁判所の調査嘱託の差だと実感した。一度、ダメ元で裁判所の調査嘱託をすることも有効ではないか。

1 3 売掛金に関する自由財産拡張の相当性について

どのような場合に、売掛金について自由財産拡張が認められるか。

(提出理由)

売掛金については、「定型6ジャンルに該当しないので換価が原則だが、相当と認めるときは自由財産として拡張が認められる」というのが運用基準である。しかし、零細個人自営業者の破産の場合、売掛金について自由財産として拡張が認められなければ生活ができないという事案もある。売掛金について、どのような場合に自由財産拡張が認められるかについて協議したい。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所尼崎支部)

1件だけ認めた事案があった。破産者が高齢かつ零細企業で、売掛金の額も少なく、拡張がやむを得ないと思われ、管財人の意見も同様だったので自由財産の拡張を認めた。

営業を継続しても、結局生活費不足で破産するおそれもあるので、営業継続については相談していただきたい。

(本庁)

法律的要件がない限り認めないのが原則であるが、破産者の生活状況から考えて不可欠なものだと認められれば拡張も認められるであろうし、事案ごとの判断になると考える。これを基準化・マニュアル化するのは難しいし、そのようにすると当てはめるだけの作業になり、判断を誤ることになりかねない。

営業継続については、破産者に営業継続の必要性（なぜこれを今後の生活の糧にしなければならないか）を説明してもらう必要がある。また、金融機関の融資の使い道等をチェックして、借金せずに営業していけるかどうかを検討した上で継続できるかどうかが決まる。

1 4 別除権者からの「被担保債権の範囲の合意」の申入れについて

ある金融機関（根抵当権者，以下，「別除権者」という。）から，管財人に対して，別紙のとおり，「別除権の被担保債権額を合意により物件時価相当額まで減額する旨の合意をしてもらいたい」旨の合意書の送付がなされるという事案があった（破産事件の中での配当が見込まれる事案であった。）。

別除権者は，極度額を上回る貸付債権を有していたが，極度額が物件時価額を大幅に上回っていたことから，予定不足額を増やし，配当による回収額を上げるため，上記のような「被担保債権の合意による減額」の申出を行うに至ったとのことであった（なお，極度額変更の登記手続は費用がかかることから行いたくない模様であった。）。

これに対しては，管財人より，極度額変更の登記手続をとるよう求めて処理を行ったが，当該別除権者より，上記のような任意の合意により被担保債権額の減額に応じた管財人も過去に存在したということであった。

そこで，同様の事例の有無，その際にとるべき処置について情報の共有・処理の統一化を図る必要があると思われるため，協議事項としていただきたい。

【例】

根抵当権極度額 5, 000 万円 ⇨ 貸付額 7, 000 万円

不動産価格 3, 000 万円

★ 極度額を超える 2, 000 万円は，このままで配当に加入できる。

★ しかし，不動産を売却しても 2, 000 万円が不足する。

★ そこで，極度額（別除権の被担保債権額）を 3, 000 万円ということで合意すると，極度額を超える 4, 000 万円が配当加入できることになる。

（弁護士会提出）

（協議結果）

(裁判所)

極度額の減額については、債権者と別除権設定者間の契約が必要であることは明らかであろう。その上で、登記の有無について意見が分かれているが、登記が必要というのが有力である。

極度額の変更に応じるか否かについては、破産法108条により契約に応じなければならないというわけではない。契約だから拒否しても問題はない。

また、合意したからといって他の債権者が害されるとも限らない。極度額以上の配当があった場合、超過分は財団に戻ってくるのであるし、逆に、担保物件が無価値と言われれば、配当に入って良いのではないか。応じる義務はないが、応じることに問題はないのではないか。

個々に確認してもらい、裁判所と相談の上、対処していただきたい。

第3 機関候補者の給源確保及び育成について

15 管財人候補者のスキルアップの方法について

管財人候補者のスキルアップの方法として、①一定程度の大型案件の管財事件や特殊事件については、各弁護士得意分野も踏まえて、複数事務所にまたがる管財人の選任するという方法、②分野（建築関係、医療関係、不動産等）ごとの研修実施をする方法について、提案があった。スキルアップ方法として、これらの方法の適否や実現可能性等に加え、他にもいい方法が考えられないか、意見交換を行いたい。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(協議員)

今年度、初心者向けの研修を行った。大型事件・特殊事件等についてはまだ検討できていない。

個人的には、上記の方法もあると思うが、実際、事務所内での研修内容をグルー

ブにどれだけ提供してもらえるのか。複数事務所にまたがることについては、守秘義務の問題も出てくる。今後の課題であると認識している。

(協議員)

昨年、経験交流会の案が出たが、まだ実現には至っていない。大阪では経験交流会を頻繁に行っているようだ。そういう方法もあると思う。そのような場に裁判所の方に来ていただき、事例を紹介してもらえれば参考になると思う。

(協議員)

参考になるが分からないが、自分の例を紹介すると、全国倒産事務ネットワークに参加し、講演を聴きに行くなどしている。また、話を聞くだけでは身に付かないので、第一人者の弁護士の方にアポを取って勉強させてもらいに行ったこともある。自分でコストをかけて勉強していくと身に付くのではないかな。

(裁判所)

管財人の事務所と管財人代理を受ける弁護士の事務所を違えるかどうかは弁護士同士の話になるであろうし、各弁護士の得意分野も弁護士会が把握されているであろうから、本協議会でというより弁護士会内部で話していただいたほうが良いのではないかとも思われる。事務所をまたぐ時の組合せや報酬をどう払うか等詰めた話を聞かせてほしい。

管財人代理については、必要であれば、違う事務所の弁護士でも選任すること何ら問題はない。また、分野ごとの研修についても協力は惜しまない。

1 6 機関候補者の給源確保及び育成について

これまで以上に高い事務処理能力と専門的知見を有する機関候補者の給源確保及び育成をするための方策の一つとして、伊丹支部においても、裁判所と弁護士会との間で、定期的に破産関係の勉強会を実施することになった。そこで、既に同様の勉強会等をされている支部があれば、その内容や工夫例などを御紹介いただきたい。また、勉強会以外の取組についても適宜御紹介願いたい。

(伊丹支部提出)

(協議結果)

(本庁)

機関候補者の給源拡大及び育成に関する神戸地裁本庁の取組等を紹介する。

- ① 平成21年1月27日開催の58期から60期までの弁護士を対象とする
自然人の管財事件の管財事務に関する勉強会
- ② 平成21年9月14日開催の兵庫県内の56期から59期までの弁護士を対
象とする法人の管財事件の管財事務に関する勉強会
- ③ 平成22年9月21日開催の兵庫県内の61期、62期の弁護士を対象とする
自然人の管財事件の管財事務に関する勉強会
- ④ 平成23年度の60期前後の弁護士を対象とする法人事件の管財事務につい
ての勉強会（開催予定）
- ⑤ 兵庫県弁護士会主催の平成22年10月29日開催の管財事務研修会（裁判所
から講師を派遣）

上記を踏まえた神戸地裁本庁の管財人の給源の確保状況について、60期までの
弁護士については名簿登載者にほぼ一件ずつ管財人選任が行われ、続いて弁護士会
研修会での就任希望者について、徐々に選任を行っている状況である。また、今後
の予定として、平成23年4月には61期の約30名を新たに登録し、平成24年
4月には62期の約30名を登録する予定である。

(裁判所姫路支部)

弁護士会姫路支部と倒産事件協議会を行った。申立時の留意点等を説明し、弁護
士会から出された問題を協議した。今年の秋にも同様の協議会を行う予定である。

(裁判所尼崎支部)

弁護士会尼崎支部と年一、二回研修会を開催している。

2月に合同研修を予定している。期の若い管財人候補者に対し中堅の管財人経験
者がチューターにつき、班に分かれ事例研究をしようと考えている。弁護士同士が

意見交換しやすい場を作り，弁護士皆さんへ還元することを目標にしている。

（本庁）

管財人・申立代理人双方を経験することで，質の良いものになっていくのではないかと考えている。

（協議員）

管財人候補者を養成するのは，弁護士会自身の問題である。裁判所とベテランの管財人経験者がいる中に，若い管財人希望者を入れて，議論をすると，管財人の知識や常識が付いていくのではないか。

(協議問題 1 4 別紙)

被担保債権の範囲の合意書

今般、債権者〇〇〇〇と債務者破産者〇〇〇〇破産管財人〇〇〇〇は、平成〇〇年〇〇月〇〇日金銭消費貸借による同日付け根抵当権設定契約に基づく下記不動産を目的とする平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇〇〇〇号順位 1 番で登記した根抵当権につき、その被担保債権額金〇〇〇〇〇円を金〇〇〇〇〇円に変更する旨合意する。

平成 年 月 日

債権者兼根抵当権者 〇〇〇〇〇銀行

代表者代表取締役 〇〇〇〇

債務者兼根抵当権設定者 〇 〇 〇 〇

破産管財人 〇 〇 〇 〇

記

【不動産の表示】

1 所在

地番

地目

地積

以 上